

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平成24年度道路情報に関する業務	支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号	H24.4.6	財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。会計法第29条の3第4項	12,068,000	12,068,000	100.00%	-	特財	国所管	1		道路交通情報に関する業務については、道路利用者等に道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削除すると道路交通情報提供に大きな支障となる。(財)日本道路交通情報センターは道路交通法第109条の2の規定に基づき、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする法人として、交通情報の提供に関して事務の委託を受けた唯一の団体であり、道路交通情報収集業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。	有
平成24年度アジア等における国際防災協力の推進業務	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	H24.7.9	(財)都市防災研究所 東京都千代田区丸の内2-4-1	業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして公募を実施した結果、他に履行可能な者の申し出がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	89,835,134	89,735,072	99.89%		特財	国所管	1		災害に対する脆弱性が高いアジア地域において、防災情報の収集・提供、防災教育・人材育成等を通じ、同地域の災害被害軽減に向け、国際防災協力を推進している。平成24年度より、「公平性・透明性の観点から」公募を実施。	有
平成24年度徳首ダム生態系保全検討業務	分任支出負担行為担当官代理 沖縄総合事務局北部ダム事務所副所長 安に屋 勉 沖縄県名護市大北3-19-8	H24.8.14	財団法人ダム水源地環境整備センター 東京都千代田区麴町2-14-2 麴町NKビル	企画提案を募集し、提案内容について選定委員会において審査したところ、当該事業者が選定されたため。会計法第29条の3第4項(企画競争)	30,114,000	28,875,000	95.88%	-	特財	国所管	1		ダム建設前後における生態系等の影響を把握し、保全対策の効果等を把握検討を行うため必要な支出である。引き続き企画競争により競争性を確保するとともに、参加資格要件の緩和を実施することにより、競争性の確保に取り組む。	有

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
第19回国際質量分析会議会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齊藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	H24.9.14	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区岩倉大鷲町422	国際会議の開催にあたっては、学術研究団体と共同主催しているところ、開議了解や予算要求等の関係から国際会議の3年前に公募を行っている。学術研究団体からの申請に当たり会議の概要、開催地、開催場所等の基本的事項が確定していることが必要となり、これら要件を審査したのち共同主催の候補を決定し、開議了解をもって正式に共同主催を決定している。既に共同主催を決定した段階で会議開催会場が決定しており、競争に付することができないため。(会計法第29条の3第4項)	12,495,262	12,495,262	100.0	0	公財	国所管	1		国際会議の開催にあたっては、学術研究団体と共同主催しているところ、開議了解や予算要求等の関係から国際会議の3年前に公募を行っている。学術研究団体からの申請に当たり会議の概要、開催地、開催場所等の基本的事項が確定していることが必要となり、これら要件を審査したのち共同主催の候補を決定し、開議了解をもって正式に共同主催を決定している。既に共同主催を決定した段階で会議開催会場が決定しており、競争に付することができない。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。